

参議院風水害対策特別委員会会議録第十号

昭和三十四年十一月十三日(金曜日)午
後一時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 稲浦 鹿藏君
重政 庸徳君
田中 一君
成瀬 晴治君
小平 芳平君
田上 松衛君
森 八三一君

委員

秋山俊一郎君
井上 清一君
石谷 憲男君
木村篤太郎君
草葉 隆圓君
古池 信三君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
西川甚五郎君
山本 米治君
吉江 勝保君
米田 正文君
大倉 精一君
栗山 良夫君
小酒井義男君
藤田藤太郎君
松永 忠二君
安田 敏雄君
國務大臣 石原幹市郎君

政府委員

自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
大蔵政務次官 前田佳都男君

本日の会議に付した案件

○昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の水害を受け
た地方公共団体の起債の特例等に関
する法律案(内閣送付、予備審査)
○昭和三十四年七月及び八月の水害又
は同年八月及び九月の水害を受け
た市町村職員共済組合の組合員に支
給する災害見舞金の額の特例に関す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(郡祐一君) これより風水害
対策特別委員会を開会いたします。

公共土木施設及び農林水産施設災害
特例法指定基準が資料として提出され
ております。本件につきましましてはい
れ詳細説明を聴取することといたしま
す。

これより自治庁関係の法律案につい
て補足説明を聴取し、質疑を行ないま
す。

まず地方公共団体の起債の特例等に
関する法律案を議題といたします。補
足説明を求めます。

○政府委員(奥野誠亮君) 起債の特例
は三つの種類のものにわたっておりま
す。一つは、歳入欠陥等補
てんのための起債でございます。もう
一つは、公共土木施設及び公立学校施
設の小災害に関するものでございま
す。三つは、農地、農業用施設の小災

害に関するものでございます。その第
一の歳入欠陥等補てんのための地方債
に關しますのが第一条でございます。し
て、起債の対象になりますものが二つ
ございます。その一つは、一条の一号
に掲げておりますところの災害関係か
ら減免を必要とするようになったそ
の場合の減取補てんのものございま
す。その二は、災害救助諸対策に必要
とする財源に充てるためのものでござ
います。建設的な事業につきましまして
は、当然地方債で後年度に負担を分け
てよろしいわけでございます。それと
も、いわゆる災害救助的な諸対策の費
用は、本来は一般財源をもつて処理す
ることが望ましいわけでありまして、し
かし金額が相当に上つて参りますので、
地方債に財源を求めることもやむ
を得ないという考え方をとっているわ
けでございます。この二つの地方債を
起こし得ます団体は、政令で指定する
ということになっておりますが、昭和
二十八年当時の災害の場合と同じよう
な指定の仕方をいたしたい、かように
考えておるわけでございます。すなわ
ち、公共施設にかかります災害復旧事
業費の総額がその団体の標準税収入を
こえているような団体、これが一つで
ございます。もう一つは、災害救助費
の国庫補助基本額が標準税収入の百分
の一をこえているような団体、その二
つの団体はこの地方債を起こすことが
できるといふことになつたのでござ
います。一応その総額を二十億圓と
予定をいたしております。この地方債
は、今申し上げますような性格のもの

でありますので、一年据え置ききの三年
元利均等償還というよりなことで始末
をいたしたい。その間元利償還額の約
三割程度、正確には二八・五割という
率を用いておりますが、そういう程度
のものは特別交付税で補てんをいたし
て参りたいという考えでございます。
従来のこの種の地方債償還もかなり災
害がきつかったわけでございます。そ
で、この特例法を定めております。そ
ういふ例に従ひまして、今申し上げま
したような措置をとりたい。かように
考えておるわけでございます。

第二条は、公共土木施設と公立学校
の小災害でございます。御承知のよう
に、公共土木施設につきましましては、府
県の工事にありましては、一個所の工
事の費用が十五万円をこえるものから
国庫負担の対象となつて参ります。市
町村の工事につきましては一個所の工
事の費用が十万円をこえるものから国
庫負担の対象になつて参ります。しか
し、今度のような大災害にあつたつて
は、この限度を引き下げるべきだとい
う意見が別途あるわけでありまして、し
かしながら、一個所一個所査定をいた
し、あるいは設計を作成していくとい
うことは大へんなことでもございま
すので、引き下げるかわりに、その部分
について地方債を認め、その地方債の
元利償還額については国の方から補給
をしていくというよりな考え方に
立つておるものでございます。従いま
して、県の土木施設であります、十
五万円を下りまして、十万円までの
の、市町村の工事でありまして、十万

円を下りまして五万円までのものにつ
いてこのような措置をとりたい。かよ
うに考えておるわけでございます。
また、公立学校の施設災害復旧代に
ついての国庫負担のあり方は、学校ご
とに復旧費所要額の限度を設けるわけ
でありまして、その場合に、さらに四
つの対象に区分をいたしまして、すな
わち、土地、建物、建物以外の工作
物、設備と、四つの種類に分けまし
て、それぞれが十万円をこえまさんと
国庫負担の対象になります。しかし
ながら、全体を合わせますと、かなり
な金額になるという場合があるわけ
でございます。そこで、それぞれ分けて
計算をすれば、それぞれは必ずしも十
万円をこえない。従つて国庫負担の対
象にならない。しかし全部合わせれば
学校ごとに十万円はこえるというより
なものにつきましましては、今、申し上げ
ます限度のきめ方を変えませんが、一
括して地方債を認め、そのかわり土木
災害の場合と同じように、起債の元利
償還額につきまして、別途元利の一部
を国から補給をしようと、こういうよ
うなことになつたしておるわけござ
います。

そこで、こういう地方債を起こし得
る団体、これはやはり災害がかなりき
つものだから、こういうよりな点に
ついて国が配慮しなければならぬ
という団体でなければなりません。そ
ういふ意味で、二十八年災の考え方の
場合に準じまして、歳入欠陥等補てん
債を起こし得る団体について申し上げ
ましたように、公共土木施設の被害額

を全部合わせますと、標準税収入をこえていくような団体であれば、この地方債を起せる。国が元利の補給をしていくということにしたいと考えているわけでございます。そういう団体を政令で指定したいわけでございます。ただ、元利補給をいたします場合には、一般的には土木災害でありまして、公立学校災害でありまして、国の負担率が三分の二でございます。こういうような単独の災害債につきましては、従来からも元利償還額の二八・五％を基準財政需要額に算入いたして参つてきているわけでございます。従いまして、こういうような地方債が多くなりますれば、元利償還額の二八・五％だけ地方交付税が増額交付されるという仕組みをとつて参つてきているわけでございます。そこで、三分の二という本来の国庫負担法の負担率から、今申し上げました二八・五％を引きました三八・二％を補給すれば、限度額を引き下げて国庫負担をしたと同じことになるわけでございます。そこで、元利補給の率は三八・二％にする。こう考へておるわけでございます。

繰り返して申し上げますと、公共土木施設災害復旧費国庫負担法等における国庫負担の割合は三分の二であります。この種の地方債につきましては、従来からも元利償還額の二八・五％を基準財政需要額に算入しております。その措置は今後も続けられるわけでございますので、三分の二から二八・五％を引きました三八・二％だけを元利補給すればよろしいということになるわけでございます。そのような法案になつておるわけでございます。ただ、今度は災害がかなりきつたわけでございますので、激甚地につきましては、公共土木施設災害復旧につきましても、基本的な負担率三分の二を四分の三に上げよう。さらに累進的に引き上げていく度合いも高めていくという措置が講ぜられておりますから、公立学校災害復旧につきましても、三分の二の負担率をそういう地域について四分の三に引き上げようとしているわけでございます。従いまして、同じような意味でこの三八・二％を特に国庫負担率を引き上げなければならぬような地域の方に引き上げようとして、三分の二まで引き上げようと考えているわけでございます。これも従来から基準財政需要額に算入いたします場合の二八・五％を加えて、ちょうど九五％になるわけでございます。激甚地につきましても、九五％まで元利補給金なり、地方交付税なりでめんどろを見ていこう、こういう措置をとろうということにいたしているわけでございます。

そこで、三分の二まで元利補給の率を上げる地域は、今申し上げましたような団体の中で、土木施設の災害復旧費なり、公立学校施設の災害復旧費なりにつきまして特例法が定められ、その特例法が適用される地域におきます土木災害なり、学校災害なりについては、三分の二まで上げたい。また、先ほど申し上げましたような指定地方団体に入つてこない地域でありまして、特例法が適用されることになりません地域につきましては、この地方債を認め、元利補給を三分の二まで行なつていきたい、かように考へておるわけでございます。この関係の地方債とい

たしましては、今年度分として十九億円、来年度分として十八億円、合わせて三十七億円を予定いたしているわけでございます。

第三条は、三つ目の農地、農業用施設の小災害に関するものでございまして、これも土木や学校の小災害について考へ方と全く同じでございます。これにつきましても、国庫補助の法律があるわけでございます。ただ、一個所の工事の費用がそれぞれ十万円をこえておりませんと、国庫補助の対象になりません。それを十万円という金額を引き下げるかわりに、その部分について地方債を認め、元利償還額は国庫の方から補給をしていこうという考へ方に立つているものでございまして、昨年初めてこのような方式をとつたわけでございますが、農地が災害にかかると、個人の所有に属しますから、本来ならば個人が農地の災害復旧を行なうわけでございます。これに對しまして、一個所の工事費用が十万円をこえておりますと、国庫から二分の一の補助をいたします。その十万円を三万円まで下げていきたい、それを一々補助金で処理して参りますと、先ほど申し上げましたようないろいろな問題があるわけでございます。そこで、それらの工事を一括しまして市町村が代行していく。国庫補助金相当分の五割分については地方債を認め、その地方債の元利償還額の金額は国庫で補給していこうということにいたすわけでございます。従いまして、個人負担に属します五割分は別途市町村に納付されたいことを予定しているわけでございます。農業施設につきましても、国庫補助の率が六割五分であり

ますから、地方債を認めますのも所要経費の六割五分まで地方債と認める。その地方債の元利償還額の金額は国庫で補給する。こういうことになつて参るわけでございます。これにつきましても、地方債を認めます団体は、一市町村の農地、農林施設にかかります災害復旧事業費が八百万円をこえておるといふ団体についてこの地方債を認めた

い、かように考へておるわけでございます。昨年は一千万円をこえていなかったらばこの種の地方債を承認しなかつたわけでございますが、もう少しその恩恵を広く及ぼすという考へ方から今年度は八百万円に引き下げたいといふふうに考へておるわけでございます。なお農地農林災害につきましても、激甚地については九割の国庫補助が行なわれます。そういう激甚地につきましても、この地方債も九割まで認め、元利償還額の金額を国庫で補給していきたい、かように考へておるわけでございます。激甚地につきましても、それぞれの特例法が適用される地域について、そのまま地方債についても激甚地の扱いをしていこう、かように考へておるわけでございます。この関係の地方債として十七億円を予定いたしておるわけでございます。

第四条は、これらの地方債は政府資金をもつて引き受けるのだというこを書いておるのでございます。

第五条では、そのような関係でございまして、それぞれの政府資金を所管しております関係のところと自治庁が協議して決定をしていくという筋書きを示しておるわけでございます。

第六条は、地域指定の問題のほか、地方債の利息の定率や償還方法な

ども法律で政令に規定を委任するといふ趣旨でございます。

第一条の地方債の償還期限のことを申し上げましたが、第二条、第三条につきましても、二年掛で置き八年均等償還というようにところで処理して参りたい考へておるわけでございます。

○委員長(都部一君) 以上で補足説明を終わります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○森八三三君 ただいまの説明で一応了承いたしました。私の疑問とする点を二、三お伺いしたいと思ひます。政令で地域の指定をするという場合には、公共施設の被害総額が標準税収入を上回つた、そういう場合、各種の災害救助につきまして経費が標準税収入の百分の一をこえるという条件に適合される町村を指定するといふお話でございます。そこでそのお話のうちで、前提に昭和二十八年災のときと同様に考へておられますとお話でございますが、そこで何伺いたしたいのは、その公共施設の被害総額が、その公共施設の内容をどういふものに考へていらつしやるのか、私のはかに聞いておるところでは、昭和二十八年災のときに基礎に取り入れた公共施設の取り方は多少違つておるやに承つておりますが、そういうようなことはないので、最初にお話になつたように、昭和二十八年災と全く同様ということにお考へになつておるかどうか、その点です。

○政府委員(奥野誠亮君) 土木施設、農林、漁業施設、学校施設、それぞれ被害額を全部合わせまして標準税収入をこえておるような団体については第一条の地方債を認めたい、かように考

えておるわけでございます。二十八
年災のときと同じでございます。

○森八三三君 まだ説明を承っており
ませんから、これを例に出すわけには
参りませんが、公共土木施設及び農
林、水産施設災害特例法の指定基準と
いうものでは、必ずしもその取り方が
昭和二十八年災のときとは同様でない
ように私はこれを受け取っておるので
あります。紀債については後刻提案
理由の説明を承り、内容説明を聴取す
る予定になっておりますが、今申し上
げた案件のものは違つた尺度で計り
たいということでございますか、もう
一度念のために伺ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 今のお話の
通りでございます。

○森八三三君 そこで、第一条の一号
とそれから二号に「命令で定める」とい
う用語が使つてございます。この命令
の内容については御説明がなかつたよ
うに思いますが、これも昭和二十八年
災のときと同様であらうと思ひます
が、三十四年災において適用される
「命令で定める」という内容について具
体的にお示しをいただきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) その二号で
考へて参りたいのは、国庫補助を受け
て行ないます災害諸対策費の支出負担
額を見たいのであります。それ
らの制度が固まつて参りますれば、そ
れをここで受けたい、かように考へて
おるわけでございます。これも二十八
年災と同じようにいたしたい考へてご
ざいます。

○森八三三君 それからお説の中に、
十萬円ないし十五萬円、それから十萬
円ないし三萬円、その小災害を救ひ上
げていきたいという趣旨については、

昭和二十八年災と同様でございます
で、よく了解いたしますが、これを補
助金で始末をするかわりに起債で始末
をするのだ、そうしてその起債の額に
つきましては、それぞれ償還の元利金
について補助金を出したと同じよう
な結果になるのだという趣旨

の御説明がございました。まさに一件一
件だけ考えますとそういうことになろ
うと思ひますが、後年度にそのこと
が地方財政計画の中でどういふよう
な作用をなして行くであらうかといふ
ことを考えますと、いささか心配がな
いわけではございません。申し上げるの
は、全額が元利補助をされるわけでは
ございません。これはもうお話の通り
でございます。

全額が元利補助をされるわけではござ
いませぬので、そういたしますと、そ
ういふような被災町村におきまして
は、後年度における財政計画の中で地
方自治庁の御指導がかなり強度に行な
われて、そのことが結局民生を圧迫し
ていくというふうなことになる危険が
あるように思ひますが、そういうこと
を避けるというところは当然なこと
であらうと思ひます。そこで、そうい
うことを避けていくために今後の後年
度における地方財政計画を御指導なさ
る場合に、どんな御構想をおやりにな
るのか、そのお氣持を承りたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちが国
庫補助金を交付するのと大体同じよう
ことになるのだということを申し上げ
ますのは、個々の団体の立場にとつ
ての問題でございます。個々の団体に
とりまして地方債の元利償還額を国庫
から補助してもらふか、補助金をもら
うか、これは大体同じことだと思ひ

でございます。個々の団体が一部元利
補助を受け、一部は交付税の基準財政
需要額に算入される、そういうことで
めんどろを見てもらうか、補助金をも
らうか、こういう団体にとりましては
同じことだと思ひますが、しかし、先
ほどお話がありましたように、地方財

政の全体の問題を考えた場合、基準財
政需要額に算入する場合、地方財政
が全体的にふえてこなければ、どこか
にしわが寄るのじゃないかと考えられ
ます。そういうことにつきましては、
毎年度地方財政計画を策定したして参
ります場合に、地方債の元利償還額が
幾らに上がつてくるか、歳出がふえた
ら歳入についてはどういふ措置を講じ
なければならぬか、その場合に手当
が不十分でございますと、やはりしわ
が残ると思ひます。しかし一部は毎年
度地方の財政計画を作り出す際に、現
在の地方債の元利償還額が全体として
幾らになるかというところは、しきりに
検討しながら、財政需要のバランスが
合うようにならなければならぬと思ひ
参つてきておるわけでございます。す
で、問題は今後に残されるとはいいま
すもの、そういうふうな措置が同時
に毎年度はかられることによつて解決
されていくのじゃないだろうか、こう
考へておるわけでありませぬ。しかし
それにいたしまして、全部を基準財政
需要額への算入率を高めることによつ
て解決しているのじゃないと思ひま
せん。相当部分は別途に元利を国が補給
するわけでございますから、この問題
は今日においてすでに解決を見ておる
と、こういうことになる、ただ基準財

政需要額に算入されるものが幾らかご
ざいますので、そのような部分はそ
の年度その年度において地方財政全体
の問題として解決されていかなければ
ならない、かようなことにならうかと
思ひますのでございます。

○森八三三君 その場合に、この災害
のために、そういう事態の発生してい
ることをよほどあたたかい氣持で見て
やりますと、それが非常に何といひ
ますか、圧迫材料になつて被災町村に
おける後年度以降の何といひますか、
積極的な施策を市町村民としては非常
に要請しておるのにかかわらずやれな
くなる。それは及んで民生の上にも産
業の上にも非常な圧迫を来すといふ
ことになりませぬので、その地方財政
計画を個々の団体に立てせしめ指導を
していく場合に、そのことが圧迫材料
になりませぬように、十分一つ、今ま
でも配慮はされておると思ひますけれ
ども、その点は被災という特別な事案
に対処することでございますので、格
別に一つ御考慮をお願いしたいという
ことを希望として申し上げておきます。

○安田敏雄君 お伺ひいたします。これ
の中にはございませぬけれども、現
在地方公共団体の中には種々の開発工
事の中で、自治庁から起債を受けて工
事を進中なものです。それが工事半ば
にして今度の七号、十五号の台風によ
つて壊滅に類したような場所がある
わけですね。そういうようなところにつ
きまして、今後における資金のワク
の拡大と申しますか、追加と申します
か、そういうようなものについての措
置を考へているか、ちよつとお伺ひし
たいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 内容により
ましては、災害復旧事業ということに
なるのじゃないだろうか、こう思ひま
す。そういうものにつきましては、別
途国庫負担の問題もございます。その
裏に当たりますところの地方債も見て
いく、こういうことになつて参るわけ
でございます。

○松永忠二君 私ちよつとおくれまし
たので、前に説明されたことに触れる
かもしれませんが、この第二条の中に
「地方公共団体のうち政令で定める
もの」と、第一条の政令で定める地
域、また「地方公共団体のうち政令で
定める」といふその第二条の政令とい
ふ内容をちよつと、再度にわたると思
ひますが、御説明をお願いしたいと思
ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一条につ
いて申し上げました最初のいろいろな
被害額を合計いたしました、標準税収
入をこえていふような団体、これは第
二条においても政令で指定をいたしま
す。それ以外に今回特例法を作りまし
て、土木施設につきましてもあるいは
学校施設につきましても、災害復旧事
業費について特に国が高率の負担をす
るという地域が出て参るわけございま
す。そういう地域も合わせましてこの
政令で拾ひ上げてゆきたいという考
え方を持つておるわけでございます。

○松永忠二君 第一条の中の第一号の
中にあります「地方税、使用料、手
料その他の徴収金で命令で定めるもの
の当該災害のための減免」ということ
が出ておるわけでございます。これは
当然高等学校の授業料免除等がこれに
含まれるものというふうに考へて差
つかえないと思ひますが、いかがで
すか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の通り
でございます。

それからもう一つは、政府資金によるところの既定債の償還額というものについても、非常に地方財政負担が困難であらうと思ひますので、こういう点について借りかえ債を認めるというような御意思があるのかないのか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（奥野誠亮君） 第一点の徴収猶予等にかかわりますものは、私たちとしてはつなぎ資金で済ましていきたい。長期の起債じやなしに、短期の借入金で済ましていきたい、こう考えているわけでございます。従いまして、そういう場合は第一条の中では考えていないわけでございます。もとより必要な団体につきましては、そういうつなぎ資金のあつせん等は、これはやつてよろしいと思つております。

第二点の借りかえ債の問題でございますが、御指摘のように旧債の償還にも困ってくるという団体が生じてくるだろうと思ふのです。しかし基本的には、私たちは旧債で返さなければならぬものはちゃんと返せるというようなところまで、災害によって生じた地方団体の負担分についてのめんどろを手厚くやっつけていきたい、こういう考えを持っております。従いまして、被災団体だから特に借りかえについてもどんどん承認していくというよりな考へ方はとつてはいないわけでございま

○小酒井義男君　今の質問と同じような質問なんです、第一条の一項の使用料、手数料、その他徴収金と、こういうことになっているのですが、具体的な例として名古屋にはおそらく私はいくつかあると思うのですが、そういう事実があると思うのですが、都心の交通機関ですね、市電、バス、これが相当長期にわたって罹災者の無償送金などをやっておいて、前項も本

いわけですから、これが相当の収入に欠陥ができてくるのじゃないかと思うのです。そういうものを含めるようなことは考えられぬかどうか、どうなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘のよう

うに無償輸送をしなければならぬとかいうようなことで、被災者に対してする保護その他の費用が、地方団体に對しておいては莫大にかかっているのであらうと思います。そういうことを考えますして、特にそれらの団体に對しまして、特別交付税を増額交付するといふことを考えておるのでございます。私たちは一つの計算の方式を持っておるわけでございます。その計算の方式では、御指摘になりましたようないろいろな費用をとってもまかない切れないといふような場合には、特にその例外を

さいますので、別途に公営企業災害復旧の地方債として二十億円だけ今回手当をいたしておるわけでございます。

○小酒井義男君 公営企業のそういう場合は、実際災害復旧費に起債を認めるといふことですね。その程度でございすね。

○安田敏雄君 先ほどの私の質問に關

ましてはというより局長の説明があったのでございますけれども、地方財政法の第五条の第一項の中で三つばかりでございますが、「その他地方公共団体の行方企業」という中に、たとえは電源開発事業というものを認めることになるわけですか。この点ちょっと伺いたいします。

○政府委員（奥野誠亮君） 今のお話は、電源開発事業の途中で災害を受け

か。

○安田敏雄君　そうです。

○政府委員(奥野誠亮君)　法律で国庫負担の制度を定めているものに該当します場合に、たとえば堰堤で河川の砂防堰堤に属する部分があるというような場合に、その堰堤がこわれましたときは、公共土木施設、災害復旧の国庫負担の施設になってくる。しかしそれになしに、純然たる発電機械等が災害にあった、こういう場合には、そういう

○安田種雄君　よくわがかりました。工事途中のものはどうなりますか。起債が認可され、着工し、その工事の途中で今度の風水害で被害をこゝろむつたという場合。

○政府委員(奥野誠亮君)　そういうものにつぎましても、災害復旧の地方分はつけていきたい、かように考えてゐる。

ります。

○安田敏雄君　その際、災害があまねくひどくて結局設計を変更しなければならぬ、計画を変更しなければならぬといふような場合があったときには、当然地方には財源がございませうから、起債をさらに増額するか、その他の方法をとらなければなりません。こういうときの処置については……。

○政府委員(奥野誠亮君)　計画変更が客観的に見まして必要であり、それが

合には、御指摘のように措置すべきものと考へております。

○成瀬頼治君　小酒井君から話が出ましたが、私もこまかいことをずつとゐらずに、長官に一言だけ伺ひしたい。が、実は災害救助法、あるいは今までも各種法令以外に、長官が名古屋に在りてなつていろいろとおやりになりましたことに對して、名古屋市民あるいは関係者みんな感謝しております。が、御承知のように、警察官がここに

に、あるいは支出というものを私
やっておつたと思うのですよ。従
て、そういうものに対して特交で見
いかれるようなことに対して努力も
ておいでになるといふふうに承つて
りますが、實際そういうものに対し

十分見ておいでになる気持があるの
どうかという点が一つと、それと一
に、公營公業だとはいいますけれ
も、例を一つ下水工事にとりま
す下水になりますと、泥がずつと詰
まてしまつて、單に水を流した場合
に、通らなくて、土管を全部掘り出
して、始末をして埋めなければなら
ないような、そういう状態になつて
おますが、そういうものに對しても
起償で見る、あるいは特交のうちで

○国務大臣(石原幹市郎君) 大きな針といたしましては、そういう事態自主的によく調査し、また当該市町からもいろいろ具申してもらい、また、事案によって起債に向く面があれば起債で救おう、そういう方面で処できないようなことについては、ゆるめあなたが今言われました特別交

税で見ると、そういう問題については、できる限りのめんどろを見ていく気持でおることをここで申し上げておきます。

○吉江勝保君 少し法文よりも運用についてのお尋ねですが、第二条の小災害につきましても、補助災害である割合に災害額もはつきりつかめるのですか、こういう小災害の調査あるいはその災害額を集計していく方法、こういうことにつきましても少し説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘になつておられますのは、おそらく地方債の一件当たりの限度額の問題等のことだらうと思ひます。市町村の事業分限の調査につきましても、市町村の申請を県の段階で受けてもらひまして、県の方で決定していただく、かように考へておるわけでございまして、その場合に、地方災害がどのくらいであるかというところにつきましても、従来から一つのルールができておるわけであります。大体補助事業の一六・四％ぐらいを地方債で予定していけばよろしい、こういう考へ方があるわけでございます。ただ、地域によりましてはそれよりはずっと多いとか、あるいはそれほど要らないとかいうような問題もございまして、その辺もよく考へをいたしたいと思ひますが、今申し上げましたようなことで一応の増額をはじめていく、しかし個々の市町村別につきましても、市町村の申請を取つて県が決定するというやり方をしたい。その場合に、従来であります、町村の起債の限度額は百万円であり、町村の人口五万未満の市町村でありますと百万円をこえるものについて地方債をつけて参ります。しかし今度の

ような場合には、ある程度それを引き上げるべきだというような意見も強く寄せられておりますので、八十万円まで引き下げたい、八十万円をこえれば地方債をつけたい、その場合に、土木災害も学校災害も合算していただきたい、こういうような考へ方をいたしているわけでありまして。

○吉江勝保君 その八十万円というのはもう決定したのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応政府部内では、こゝまでは下げるといふことについての了解はされているわけでございます。

○吉江勝保君 小災害の、町村について一番問題になるのは、その限度の問題を非常に関心を持っていますので、自分らとしては八十万円より今少し下げてみてもらひたい、こういう世論が相当強いのでありまして、きめられる前に、いま一度一つ自分の意向も入れてもらひたいと思ひます。

それから府県で集計しました小災害の総計に対する起債の充当率といふものは、大体全部お認めになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申し上げましたように、総体的には査定事業額の一六・四％というところをめどを持たい、こう考へておるわけでございます。その際に、厳密な査定をするところとそうでないところとがあり得ます場合には、非常にルーズな扱いをしている場合に、そこをさらに調査をして減額してもらふといふことはあり得ると、こう思ひます。しかし原則的には、今申し上げましたようなところで従来通りその所要額は見ていきたい、こう考へております。

○吉江勝保君 そのワケで締めてしましますと、せつかくの小災害のこの法律が適用にならないような場合が起つたときに、翌年度にでも何か見られるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今回の災害にあたりましては、別途に特別交付税もかなり増額になつていくわけでございます。両方合わせまして従来通りの一六・四％を見ていくのなら、私たちとしてはやつていくんじゃないだらうか、こういう気持でおるわけでございます。しかし、個々の団体につきましても、先ほど大臣からもお話がございました、先ほど大臣からもお話がございましたように、地方債でめんどろを見るものとか、特別交付税でめんどろを見るものとか、いろいろございまして、それでその団体の実態にに応じた措置をやはり工夫はしていかなければならぬ、こう思つておるわけでございます。ことし災害額を見ないで来年見るんだといふことは、私たちはむしろ考へておりません。ことし見るが来年も見る、続けて見ると、これはあるわけでございます。

○吉江勝保君 一学校ごとに工事の費用が十万円をこえるもの、一学校の補助災害はその内容が四つの柱に分かれておりますが、一つの柱が十万円をこえておるもの、こういうものはもちろん補助対象になつて、そして残りの三つの柱で合せて十万円をこえているものは小災害で見ると、こういうふうな、一つの学校についても二つのめんどろの見方ができる、こういうふうな解釈しておつてよろしいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りに考へております。

○重政庸徳君 八十万円の限度、八百万円の起債の限度、この点が、今承るところによると、文教、農地あるいは公共土木の小災害の合算といふことを言われたのですが、合算ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一条や第二条につきましても、その団体のいろいろな被害額を合算して標準税収入をこえているといふようなことで認定をして参ります。第三条の場合には、そうじゃございまして、市町村ごとに農地、農林業施設の被害額が単独の分を合算して八百万円をこえている団体につきましてもこの措置をとっていくわけでございます。

○安田敏雄君 今度の災害で、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の特例に關する總理府令ですね、すでに災害のあとで交付金を出しているものがありますね。その交付金がそれぞれ各県なりあるいは市町村へ行つていくわけでございますけれども、その額と今回の予算措置との関係はどうなつてゐるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) さきに地方交付税を繰り上げて交付いたしましたのは、被害地方団体の資金繰りを緩和しようといふように考へてとつた措置でございます。従ひまして、いずれは交付されるものを時期を早めて交付しただけのことでございます。今回補正予算に計上されております地方交付税は、従来の地方交付税とは全然別個のものでございまして、繰り上げて交付いたしましたのは、従来の地方交付税を繰り上げて交付したのでございまして、従ひまして、今回補正予算で計上されております地方交付税は、別途にさらに全地方団体に交付額を交付決定いたして参るわけでございます。

○米田正文君 第二条の第一行目の政令で定める地域の基準、これはどうなつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 土木施設、農地、農林業施設、学校施設の災害復旧費の所要額がその団体の標準税収入をこえている団体、これが原則的に指定になるわけでございます。ところが、その中には入らないが今回の学校施設災害復旧費や土木施設災害復旧費の特例法で被災地に指定になつてくるものがあり得るだらうと思ひます。そういうものはさらに加えたい、こういう考へ方をしておるわけでございます。

○森八三三君 一つ確かめておきたいのですが、地方税、使用料、手数料等の徴収金で減免される、これは標準でもおきめになりますか。市町村に自主的に減免の範囲といふものは自由にまかされるのかどうか。極端なことを言いますと、災害を受けたから全部税金は免けてやる、こんな乱暴なことをやる所はないと思ひますが、自主的にまかしたのでは問題が起きると思ひます。そういう場合、標準でも何かお示しになつておやりになるかどうか。もし標準をお示しになるとすれば、相当内容がこまかくなると思ひますので、資料としてそういう標準的なものをお示し願へれば非常にしあわせと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 昭和二十八年の災害のときに御指摘のような問題がございまして、特に自治庁から、被害がどの程度であればどの税についてどの程度を減免すべきであるかといふ一つの基準を、地方団体に示したわけ

でございます。ここで第一条の第一号の所に「その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足」と、こゝ書いておきます。これは、自治庁から示しております一つの基準、あれによつて減免した額を言うのだ、こゝういふように心得ておるわけでございます。御指摘の資料は、別途提出するよういたします。

○森八三三君 その場合に、農林生産物のようなものの減収被害というものは難題に認めるところでございまして、思いますが、その理解してよろしいかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) ここで考えておきますのは、一般会計におきまして、その減収額を考へておるわけでございます。また、個人被害等は考へていないわけでございます。一般会計の財源になるようなものを考へておるわけでございます。

○森八三三君 ともかく、団体の収入に減少を生ずるといふその基礎は、個人の納税の基礎収入が変わつてくることとから生ずるのじゃないですか。それで、そのうと、当初に決定した際の所得というものと、災害を受けたあとの所得というものは変わつてきますね。その変わるという条件の中に、そのういふものは入るのか入らぬのかという点でございます。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえば収税が減つてくる、そのういたしました場合に、その収税の減り割合によりまして、田畑に対する固定資産税をどの程度減税、免除すべきだといふような基準も、先ほどの通達の中に書いてあるわけでございます。それによる減免額は、もとよりこの起債の対象になつて参るわけでございます。

○森八三三君 固定資産税の方はそれでわかりませんが、住民税の標準となるのは所得税からくるので、だから、その所得税の方で減免されてくるものをそのまま受けるのか、あるいはそのまま受けないで、農作物の被害等の減収による部分は、市町村の段階では減税算定の基礎に用いないといふようなことを市町村でできるか、あるいは、お聞きしておるんですが、そういうことはおかしと思ひます。それは全部入る、こゝう考へていいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 所得に對しまする市町村民税は、御承知のように前年の所得を使つておるわけでありまして、従つて、当然には、当該の年間の所得が減つてきたから市町村民税の基礎が變つてくるという問題は起らないわけでありまして、困る所得税の場合には、現年所得が課税の基礎になつて参ります。住民税の方は前年の所得で、前年の所得に計算違いがありまして、前年の所得におきましては、災害によりまして基礎が動いてくるというとはあり得ないわけでありまして、ただ、しかし、それにいたしましたも資産の大半を喪失するとか、いろいろな問題がございまして、そういう場合に、きましては、やはり住民税につきましても、そのういふ程度によつて減免の額をきめるといふような指導方針をとつておるわけでございます。

○松永忠二君 もし間違つておりましたら一つ訂正をしていただきたいと思います。その第一条の中の「政令」といふのは結局、災害の激甚の地域といふことになると思ひますが、そのうすると、これは府県、市町村で激甚地の指定が出てくると思ひわけでありまして、そのうすると、第二条の方の政令で定めるものが施行する公共土木事業、この「政令」は、政令で定めるものが施行する公共土木事業にかかつている政令といふ言葉だと思ひわけでございます。そのうなつて参りますと、今のお話は、私の理解によると、結局その激甚地の指定を受ける府県あるいは市町村でなければ、この小災害については適用できないといふことになるだらうと思ひますが、これはいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 激甚地の指定を受ける市町村でありまして、起債はできるわけでありまして、起債はできますが、ただ、その元利償還額について、元利補給を受けるというものは、やはり指定を受ける団体でなければならぬわけでありまして、そのものがこの第二条にかかつてくるわけでありまして、一般的に災害復旧をする、これは本来地方団体が自分の金でやらなければならぬ仕事でございますが、その財源がない、その場合には、当然借金を従来とも認めて参つてきておられます。ただ、今度のように補助金の限度額を下げるのだ、それを下げないかわりにその地方債について国が元利補給をするのだ、それは被害の激甚であつた地域だけでございまして、第二条で政令の指定を受ける団体でなければならぬわけでありまして、

ことに思ひますが、そのうすると、これは府県、市町村で激甚地の指定が出てくると思ひわけでありまして、そのうすると、第二条の方の政令で定めるものが施行する公共土木事業、この「政令」は、政令で定めるものが施行する公共土木事業にかかつている政令といふ言葉だと思ひわけでございます。そのうなつて参りますと、今のお話は、私の理解によると、結局その激甚地の指定を受ける府県あるいは市町村でなければ、この小災害については適用できないといふことになるだらうと思ひますが、これはいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 激甚地の指定を受ける市町村でありまして、起債はできるわけでありまして、起債はできますが、ただ、その元利償還額について、元利補給を受けるというものは、やはり指定を受ける団体でなければならぬわけでありまして、そのものがこの第二条にかかつてくるわけでありまして、一般的に災害復旧をする、これは本来地方団体が自分の金でやらなければならぬ仕事でございますが、その財源がない、その場合には、当然借金を従来とも認めて参つてきておられます。ただ、今度のように補助金の限度額を下げるのだ、それを下げないかわりにその地方債について国が元利補給をするのだ、それは被害の激甚であつた地域だけでございまして、第二条で政令の指定を受ける団体でなければならぬわけでありまして、

○松永忠二君 その点が少しやほり端的に申し上げると、文部当局の言つておることや違つておるわけでありまして、私たちは、いわゆる激甚地の指定によつて府県が指定をされ、あるいは市町村が指定をされたものについては、御承知のように特例法の措置があつて、三分の二の補助を四分の三に引き上げるわけですが、学校における公立文庫施設については、そういう地域について、結局この条項に基づいて、小災害について別途こゝういふ形でめんどろを見るというものがこの法律だと思ひます。ところが、今度の災害は、激甚地に指定されなくても、相当広範囲になつておるし、激甚地の指定も非常に相当減額になつてきておるので、起債の限度額といふものを超えなければならぬといふことは、市町村でわかるけれども、激甚地指定でなければ結局小災害は救われないのだといふ、起債の対象にならぬし……、もちろん起債の対象になつて、元利補給をされるということ、非常にこれに期待を寄せておるわけでありまして、こゝういふ点については、要するに三分の二が四分の三に上つておるけれども、小災害についてこゝういふ措置が今後行なわれるからといふことで、各府県は相当期待を寄せておる所もあるし、市町村によりまして、局部的に相当災害を受けて、この措置に期待しているものが非常に多いわけでありまして、そのういふ点についてはどうなつたかといふことを私たちが聞いておりましたところ、大体自治庁でもそういう点については激甚地指定と関係なく、小災害についてはこの元利補給でこのめんどろを見れるんじゃないかといふ話があるわけですが、実はそれに因連して、私も文教のときにこの点について念を押した。ところが関係者の方からも、この点についてはこゝういふ理解をしておるといふふうに、まあとにかく私たちは再度再三にわたつてこ

の点を聞いておるわけでありまして、従つて私たちは、激甚地指定になつた所だけは三分の二が四分の三に繰り上げて、しかもなおかつ小災害に地方債の元利補給ができるという、そのういふことはもちろんけつこりだけれども、やはりそういうことではなくて、この際やはり小災害の元利補給ということ、激甚地の指定が非常に厳しいだけに、こゝういふに漏れた所については、いわゆる個別に自治庁としての激甚地といふような点の考へがあつて、これが実施をされていくのではなからうかといふ期待を私は持つていたわけなんです。そのういふ点で私はお尋ねをしていたわけなんです、この点はどうかですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話を伺つておきますと、やはり食い違いがあるようでございます。今回こゝういふような措置をとらうとしたのは、やはり被害が激甚だから特別な措置をとらう、こゝういたしてはいるわけでございます。で、この市町村の土木小災害であつて、学校小災害であつて、とにかく補助限度を引き上げたと同じような効果をもちたいといふようなことは、特例法では考へていないわけでありまして、被害がきつから、小規模の災害であつてもやはりめんどろを見たいのだが、限度を引き下げるといふような弊害が起るからこゝういふ方法をとり、こゝういふことでございます。

○松永忠二君 その理屈はわかりませんが、そのうなつて参りますと、いわゆる激甚地指定という問題について

【参議院】

第十七部 風水害対策特別委員会 議録第十号 昭和三十四年十一月十三日

なことは言わなくてもわかることなんでしょうから、それをするときに全然激甚地に指定されていない地域であるとか、それからこれに該当しない場合とかというようなことで、これが適用を受けないということでは、さつき申し上げた口の先だけであると私どもは言わなければならぬと思います。もつとこれについて、この法案がこれだけといたしますと、別個に何かお考えになるのか、あるいは適当にこれを拡大解釈して何か適用される方法をお考えになっているのか、その点について、何といひますか、考えただけでもこの際知らせていただきたい。

○国務大臣(石原幹市郎君) 今回の補正の措置につきましては、特別交付税も御承知のように非常に増額されておりますし、起債のワクも旧来のものは前年債百六十億だったのが三十五億ふやされまして百九十五億となっております。起債のワクなり特別交付税等が激甚地だけに全部集中するというわけじゃないのでありまして、いろいろそういう計画に即応いたしましたその程度の措置がとられていると、かように考えております。

○委員長(郡祐一君) 本案に關しましては、なお質疑もあろうかと存じますが、これを後日に譲ることにいたします。

○委員長(郡祐一君) 次に、市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に關する法律案を議題といたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 現行の市町村職員共済組合法の第五十六条に、災害見舞金に關する規定がございます。いまし

て、組合員が、「その住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第五に掲げる損害の程度に應じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。」ということに相なっているのではありません。これを受けまして、別表の第五においてそれぞれ規定をいたしております。住居及び家財の全部が滅失をいたしましたような場合は三カ月、それから被火の程度に應じましてそれぞれ二月、一月、それから住居または家財の三分の一以上が滅失した場合には半カ月分というふうに、それぞれ規定をいたしているのでございますが、このたびの災害の激甚であることにかんがみまして、去る昭和二十八年にとりましてと同じように、これにかき上げをいたしまして、二カ月の範囲内でそれぞれ規約で定めるところによつてきめられました月数というものを加算して支給することができるといふ道を開きたいと、かように考えている次第でございます。なお、政令でその地域を指定することに相なっておりますが、本制度の趣旨にかんがみまして、私たちがいたしましては、この政令で定める区域は災害救助法の適用を受けた市町村の区域というものを指定をいたしたい、かように考えているのでございます。なお、御承知のように、その地方公務員がございまして、これにつきまして、現行法の建前では、国家公務員共済組合法によつてそれぞれ運営をいたしてございまして、府県の職員については地方職員共済組合、学校の職員につきましては公立学校の共済組合、さらに警察に關しましては警察共済組合、こ

の三つの組合がございまして、これはいずれも国家公務員共済組合法によつて運営をされていましてございまして、先般改正に相なりました国家公務員共済組合法によりまして、いわゆる給付につきまして、付加給付の制度が、政令をもつて規定をいたしましては、とり得ることに相なっておりまして、国家公務員共済組合法の場合におきまして、政令で本法と同じような措置が講ぜられることに相なっているのではありません。従つて、地方公務員全般にわたつて本案と同じような措置が講ぜられることに相なる次第でございます。なお、市町村職員共済組合員の災害見舞金に關して増額に相なつて参ります。これにつきましては、それぞれ市町村職員共済組合連合会に罹災給付の積立金というものを保持しております。この連合会に積み立てておられます罹災給付の積立金から、それぞれ各組合からの申請に基づいて必要経費を交付する、かような段取りで運営をして参りたい、かように考えている次第であります。

○委員長(郡祐一君) 以上で説明を終わります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○松永忠二君 一つお伺いするのですが、行政的な措置としてこの貸付金についてはどういふ措置をされておられるのか。またその貸付金の利子についての免除という点については、二十八年災のときあたりには何らかの措置をとられておるのではないかと、何かに思つておるのですが、何かこうい

う点について、すでに決定をして通知をされているという向きはあるのかどうか、そういう点を一つお聞かせいたしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 貸付の制度につきましては、今度の場合もできるだけこれを活用して、組合員のためをはかりたいというふうに考えておるのでございますが、現在のところ、まだ国家公務員の共済組合法の関係でも、その方針については今なお論議中でございます。従いまして、最終の結論が出ておりません。従いまして、私たちが方々いたしまして、その制度の運用に關して各地方に通牒その他の指導方針を現在のところまだ打ち出すには至つておらないのでございまして、その点、本案の審議が相済みまする場合におきましては、当然災害見舞金の問題についても通牒その他の措置を出して参らなければなりません。それと並行いたしまして、それらの措置についてもあわせ考へて参りたいと考えております。

○松永忠二君 この点は、お話のように、法律とは別個に、切り離してできることなので、しかも貸付金などというものは、こういうときでなければ、共済組合が直ちに能率を発揮することには実はできないわけなんです。この貸付金のごときは、この法律改正を待たずして実施ができ、しかも急速に貸付が行なわれることによって、罹災者は非常な利益を得るわけなんです。で、利子の免除あるいは減免というふうな減ずる措置等も實際行なわれてきたのであるから、こういう点については、一つもう少し関係方面で協議をされて、適確に行なわれるということでは、こんな

中で、そういうのんきなことをされてはたのではありません。事実上相当經理の面では余裕のある共済組合なんですから、こういう措置については早急に關係の方面と協議をされて、減免の措置、貸付の増額等を実施をされるように、経理面においても余裕があるのでありますから、こういう点、一つ特に早急に実施をされるように願ひたいと思ひたいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘の点は、ごもつともでございますので、早急に關係方面とも打ち合わせをいたしまして、万遺憾のない措置を講じたいと考えております。

○委員長(郡祐一君) 本日の審議はこの程度とし、次回は十六日午前十時から開會し、先ほど資料として配付しました災害特例法指定基準の説明を聴取し、なお、厚生省關係の法律案を審議することいたします。

午後二時五十九分散會

十一月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に關する特別措置法案(衆)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に關する特別措置法案

害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)において水害等により被害を受けた消費生活協同組合で消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第十三号。以下「貸付法」という。)第二条の厚生省令で定める基準に適合するもの(以下「災組合」という。)の協同施設等の災害復旧に関し、特別の措置を講じ、もつて災組合の事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(協同施設並びに加工及び生産施設の設備資金の貸付に関する特例)

第二条 被害地域に係る都道府県が、災組合に対して貸し付ける水害等により被害を受けた貸付法第二条第一号及び第二号に規定する施設の復旧に必要な資金については、昭和三十四年度に限り、同条中「二分の一」とあるのは「三分の一」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(供給施設の設備資金の貸付)

第三条 政府は、被害地域に係る都道府県が、災組合に対して、水害等により被害を受けた組合員の生活に必要な物資を供給するための施設の復旧に必要な資金を貸し付けるときは、昭和三十四年

度に限り、その都道府県に対して、当該貸付金額の三分の二に相当する貸付資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は、貸付法による貸付とみなし、貸付法の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。